

徳島県選挙管理委員会告示第九十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和四年十二月十六日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七一、〇二二人
鳴門	一五、八七四人
小松島・勝浦	一二、三六七人
阿南	一九、九六〇人
吉野川	一一、二七六人
阿波	一〇、二三五人
美馬	一〇、三三四人
三好第一	七、〇一三人
名西	八、五七二人
那賀	二、二六八人
海部	五、五三九人
板野	二七、二七一人
三好第二	三、九一五人